

第26回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年6月26日（金）
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時23分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について
議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
議案第5号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第6号 令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について
4. 報告事項
報告事項
（1）農地使用貸借権解約について
5. 出席委員（29人）
会 長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭
 10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一
 13番 佐藤 勝浩 14番 大内 繁徳

推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一
 4番 齋 重昭 5番 長田 満 6番 渡邊 定信
 7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子
 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博 12番 松浦 崇
 13番 西山 剛 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 15番 川村 吉則
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主幹 渡邊 恭子
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第26回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第26回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員14名、計29名出席です。
よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

12番 入間川 昭一 委員 13番 佐藤 勝浩 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。松浦朋子代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

第1班代表委員の松浦朋子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年6月26日提出。

番号1、大字、字、地番、下増田字北原東172番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は1,006㎡。転用目的は駐車場。一時転用ではありません。貸付人、借受人は総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については賃借権設定、許可日より10年間、賃料は1㎡あたり年額278円、年総額280,000円。駐車場17台です。

議案第1号につきましては、6月23日の担任委員会で現地調査を行い、代理人よ

り実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページ及び2ページをご覧ください。借受人及び貸付人においては、委任状により代理人が出席されました。

しかし、実情調査では、委員から種々の質問を行ったところ、すべて回答がございませんでした。このような結果から委員で協議したところ、議案第1号については、7月の第27回総会で再審議を頂きますよう、審議保留とし継続審議を提案します。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の渡邊定信委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（渡邊定信推進委員）

議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。松浦朋子代表委員の説明のとおり、代理人からの聞き取り調査はできませんでしたので、議案第1号については、審議保留、継続審議はやむを得ないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第1号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。代理人が来て質問をしたが、何も分からないということでしたので、もう一度再度申請者に来ていただくということにしたいと思います。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

代理人というのは、どういう肩書きの方ですか。

○ 議長（引地長一会長）

松浦朋子代表委員お願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

貸付人のお母さまがお見えになりました。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

分かりました。

○ 議長（引地長一会長）

他にありませんか。

○ 14番委員（大内繁徳代理）

確認ですが、農業委員会の方で審議保留ということになったのですけれども、当人にもそのようになるということは伝えてあることでよろしいですか。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

はい。

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第1号について審議保留とし、第27回総会で再度審議することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は審議保留といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。松浦朋子代表委員説明をお願いいたします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第2号農地法第3条の許可申請については、今回4件となっておりますが、番号において、筆数が複数の場合は、代表地番、地目、合計登記面積のみを読み上げることとします。なお、詳細については、委員各自ご確認をお願いします。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年6月26日提出。

番号1、大字、字、地番、下増田字北原東607番4、他1筆。地目、登記現況ともに田、登記面積合計5,245㎡、権利種別は売買です。譲渡人及び譲受人は総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は329a、世帯員4人、労力人1人、10aあたり429,152円で総額2,250,900円です。

番号2、上余田字西田237番、外11筆。上余田字市坪373番は地目は田、現況は畑となっております。他は地目、現況とも田です。登記面積合計は6,470㎡です。権利種別は贈与です。譲渡人、譲受人は総会資料の通りです。譲受人経営面積は世帯員7人、労力人4人、後継者への贈与です。

番号3、植松字内輪田45番、外4筆、植松字山19番9と植松字山20番6は地目、登記現況とも畑、それ以外は登記現況ともに田となっております。登記面積合計は2,076㎡です。権利種別は贈与、譲渡人、譲受人は総会資料のとおりです。譲受人経営面積は20a、世帯員4人、労力人1人、後継者への贈与です。このうち植松字西79番1は譲渡人の個人分である持分2分の1を後継者への贈与するものです。

番号4、上余田字吉原343番、地目、登記現況とも田、登記面積517㎡。権利

種別は贈与です。譲渡人、譲受人は総会資料のとおりです。譲受人経営面積は234a、世帯員8人、労力人3人、後継者への贈与です。

議案第2号につきましては、6月23日の担任委員会で書類並びに航空写真で確認を行いました。

1番は、規模縮小並びに経営規模拡大を図るための売買であります。

2番から4番は、農業後継者へ贈与し、今後、農業経営を担うものであります。

議案第2号につきましては、担任委員会資料の3ページの農地法第3条の判断基準を満たしており、いずれも適切に管理されていることから、許可について、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の渡邊定信委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（渡邊定信推進委員）

議案第2号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番は、経営規模拡大による売買です。

2番から4番は、後継者への贈与です。

議案第2号の許可について、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第2号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決に移りたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

はい、ありがとうございました。それでは採決いたします。議案第2号について、原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定といたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に「議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更申出があったので意見を求める。令和8年6月26日提出。

番号1、大字・字・地番。下増田字北原東172番。登記・現況ともに畑。登記面積1,006㎡、申請人住所・氏名は記載の通り。開発許可は否。地域計画の変更目的は駐車場、令和8年6月、農地法第5条による許可。

ただ、先程、議案第1号が審議保留となりました。議案第3号につきましては、5条による許可に基づき、地域計画変更となりますことから、7月の第27回総会で再審議をいただきますよう審議保留とし、継続審議を提案したいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。このことについて質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、審議保留することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は審議保留といたします。

《議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に「議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊主幹）

それでは、議案書6ページをお開き願います。議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について。このことについて、令和8年6月9日付で宮城県農地中間管理機構から農用地利用集積等促進計画（案）について設定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第18条第3項の規定により、当該計画（案）について、農業委員会

の意見を令和8年7月3日までに求められているので提案する。

1. 意見を求められている内容、次の「農用地利用集積等促進計画(案)」のとおり。
令和8年6月26日提出。

農用地利用集積等促進計画(案)の概要、1. 利用権を設定する土地、田32筆 69,197㎡、畑5筆 10,490㎡、合計37筆 79,687㎡、

2. 利用権を設定する土地、①利用権の種類 賃借権設定19件、②賃借権の存続期間、10年19件、③借賃(10a当り) 5,000円、12件、6,000円、1件、7,000円、6件、④借賃の支払方法、毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

3. 県公告予定年月日、令和8年8月25日。

4. 詳細については 別紙のとおりです。

○ 議長(引地長一会長)

ただ今議案第4号について説明をいただきました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長(引地長一会長)

「なし」との声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号について、原案の通り承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長(引地長一会長)

挙手全員でありますので、議案第4号は原案の通り承認いたします。

《議案第5号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長(引地長一会長)

次に、「議案第5号名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。関係者の入室を許可します。

生活経済部農林水産課職員

〔石野美優主事入室〕

それでは、議案第5号について農林水産課より説明をお願いします。

○ 担当課(農林水産課 石野主事)

農林水産課の石野です。本日は貴重なお時間いただきましてありがとうございます。それでは、様式第6号の2、名取農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。

い。本申出は、農地転用を行うための農用地区域の除外になります。申出の土地、所在地は名取市杉ヶ袋字築道13-1、地目登記は田、現況は一部隣接している居宅への出入口及び駐車場の利用、面積は483㎡になります。事業計画者、土地所有者の住所、氏名は、5ページ目による農用地利用計画変更理由書の通りになります。本来であれば、除外及び転用の手続きを行ってから利用すべきところですが、既に10年以上宅地として一部利用しており、当該農地は宅地と隣接しており、農用地区域と農用地区域外との境目にありまして、面積が過大ではないと考えるので、除外には問題がないものと考えます。また、除外後に農地法4条の申請を行うこととなっています。以上説明とさせていただきます。

○ 議長（引地長一会長）

ただ今担当課から説明がなされました。このことに質問のある方は挙手をお願いします。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

教えて欲しいのですが、これは元々農用地なので、駐車場とか出入口とかで申請があつてから使用するというのではないのですか。10年以上も使ったから今度は振興整備計画の変更ということで、農林水産課から出されたけれども、確か何年か前に大曲の所で自宅の前の田んぼをお父さんが、ねぎ植替えといって宅地と一緒に自分で変更して、お父さんが亡くなって遺産相続の時にここは農用地なのを許可なくやりましたということで始末書を出してもらって、それで何十年も過ぎているから元に戻すのもといつてこれでいきますって話に確かなったと思うのですが。それとこれはちょっと違う考え方というか、読んでいてちょっと理解に苦しんだのですが、なぜ市役所の方でこのような形になったのかと、本当は所有者の方で始末書などを出してやるのではないかと。その辺もう少し詳細がわかりましたら説明をお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございます。それでは農林水産課でお願いします。

○ 担当課（農林水産課 石野主事）

農振法の中で、始末書という単語はないのですが、本来この土地であれば、令和4年度に農振の全体見直しをした際に、農地としての利用がないため、農用地として供される土地ではないということで除外すべき土地だったので、除外が漏れてしまった土地になりましたので、今回除外の申請をあげさせていただきました。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

この除外というのは、当事者本人があげてくるものではないのではないですか。なぜ農林水産課からあがってくるのか意味が分からないのと、ここに説明書きがあがっているのですが、この説明ではあんまり面積が広くないから支障がないですよという話ですが、この面積ですと結構広いですよ、483㎡もあるのですよね。何㎡までだったら許容範囲というのか教えてください。

○ 担当課（農林水産課 石野主事）

許容範囲というのは明確に示されていないのですが、今回農林水産課で

除外の手続きをしたというのは、農地利用計画変更の意見書を提出していただいて、農地として供されるべきではない土地に農振農用地に該当していたので、今回農林水産課で除外の申請をあげております。理由書の中に、除外の面積が過大ではないと考えられるということで農用地から除外すると記載しております。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

この過大というのは何をもって過大ではないというわけですか。ちなみに483㎡が過大ではない。過大というのはいくつから過大なのか。先程も言ったように、こういうものは本当であれば申請をあげて許可を得てから駐車場にする手順なのだけでも、10年使っているから、それはもう除外するということは順番が違うような気がするのですが。1年ぐらい前、そのような同じ件があった時には、もう年数も経っているので、全部戻せというのもなんだから仕方ないということで許可したのですが、その時は当事者から始末書が出てきたのだけれど、逆にこういったことがあった場合は農林水産課で対応するのか。もうちょっと分かりやすい説明していただけるとありがたい。

○ 担当課（農林水産課 石野主事）

過大かどうかの基準がどうかを説明する資料がないのですが、過大と思われるのであれば、所有者に道路のところを分筆というお話をさせていただくことを検討するしかない。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

様式第6号の2の第1に、「面積が過大ではないと考えられるので農用地から除外する」と書いてあるけれども、これは〇〇さんが書いたのではなくて農林水産課がこれを作ったのでは。〇〇さんが作ってきたのであれば〇〇さんに聞くのだけれど、これを書いたのは農林水産課ではないのかということが一点。

もう一つは〇〇さんが10年前に許可を得ないで駐車場にしたのではないのですか。それに対して調べた結果、違法であることが分かったということだけれど、分かった上で農林水産課で対応してくれるというのは、本人にとっては大変ありがたいことなのでしょうけど、本当は自分たちで責任をもってやるべきではないのですか。前にも話した通り、前回そういった似たような案件があったのですよね。その時に、そのお父さんが、植木を植えるのに家の農地のところを埋めて少し広くしたのですが、そのお父さんが亡くなって、息子さんが相続した時にこのところの部分は違うでしょとなって始末書を出してこの農業委員会に審議を諮ったわけなのです。だから、そのような手順でいくのかなと思ったのですが、そういったことではないのでその時と何が違うのかなと。

○ 議長（引地長一会長）

はい。事務局お願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

私からちょっと補足というような形でご説明させていただきたいと思います。今回の農振農用地の除外につきましては、本人からの申請をもとに、農林水産課が県に進達をするものです。その際に、あくまでも農業委員会の意見を聴取しまし

て、あわせて県の方に申請を送るというような形の状況です。5ページを見ていただきたいのですが、申請者の方から変更の目的及び変更の必要性というところの一部記載をさせていただいています。また10ページの航空写真見ていただきたいのですが、現在住まわれている自宅が西側にございます。こちらは赤い枠とその東側に、計3筆土地がございます。同じ所有者の方になりますが、今回真ん中、一部がハウスになっているのですが、その部分を除いたところについては、出入口と駐車場、あと一部プレハブが建っていた物置だったような感じがしますが、皆さんもご存じだと思いますけども、選挙で活動するためのプレハブがどうも立っていたと記憶をしているのですが、そういう状況です。

もともとですね左側の宅地、こちらには、今回申請される方のおじさんが住まわれていた模様です。実際、この宅地の中だけで完結すべきところを目いっぱい建ててしまったと。今の状況ですと、この宅地の中で車を出入りさせることがちょっと不可能だという状況になっていまして、今回、申請人のお父さんが建て替えした際に、農用地そして農地だったところを、許可を得ないで駐車場出入口にしてしまったというような状況です。

今回、この5ページの、申請人につきましてはお父さんから、家とこの農地と、現在使われている出入口、駐車場、相続されたというような状況です。確認したところ、農振の農用地を除外していない、それと農転の申請を受けずに農地以外に使用しているということを知ったということで、申請に至ったということになります。結局、この部分を出入口にしないと、もうこの家に出入りができないというような状況なので、まずもって除外の申請をお願いしまして、その後農地転用の申請が出てくるという状況です。ただ、今回の意見書、前回渡邊委員さんがお話した顛末書というくだりですが、農用地利用計画変更意見書には、今回はついていない、提出はされていないということですのでよろしいですか。

○ 担当課（農林水産課 石野主事）

はい。

○ 事務局（仙石事務局長）

前回提出されたのはちょっとその経緯はわからないところがあるので、確認をしますが、いずれこのままではこの家には出入りできないということになるので、今後、農地転用が出てくるというような形になるかと思っております。その際には、顛末書の添付は必然ということになるかと思っています。

あと面積については、今回、農転ではないので農用地の除外ということですので、まずその部分で、過大かどうかというのはちょっと私の口から何とも言えないのですが、この部分を除外させていただきたいというような形になります。

いずれですね、実際この土地につきましては、この10ページ見ていただければわかるのですが、宅地、農地、農地の3筆で構成されておりまして、その農地、農地、宅地の周りについては、田んぼになっていまして、一段低くなっています。こちらは、地目では田んぼになって、現在のところはもう宅地と同じ高さになって、畑になっている状況です。

ですので、今後は一段高くなっているところもあって、周りの田んぼの農用地と一体的に利用する農地という考え方からすると、この今回以外の東側の農地もいずれ農振の農用地から外さざるをえないのかなと思うのですが、今回この東側の農地については、このまま存続するというようなお話ですので、農振の農用地からは外さないというような状況で調整を図ったものとは私は思っているところです。補足となりますが以上となります。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

この方っていうのは、公人でしたよね。一般の人ではなくて、ある程度こういったものが分かっているのでは。一般人だったら分からなかったと言えると思うのですけれど、公人であればここに宅地と同じように土盛りとかしたらどうなのかというぐらいは分かっていると思うのですけれども。今回こういうふうに上がってきた時に、分かりませんけれどもなんか手厚く対応してくれているのかなあと思ったり、何かちょっと疑問を抱くところがあるので、ちょっとお話をしました。

やはりこういうのも、公正で公平な対応をしないとまずいのではないかなというふうに思います。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。

○ 事務局（仙石事務局長）

今回ののは違法転用、あとは農用地除外をしていないという案件については、確かに法を逸脱しているということでは事実だと思います。これは何人たりとも、法を重視するというのは、法治国家にいればその通りですので、渡邊委員さんのお話はその通りだと思っております。今後ですね、農業委員会としましても、法遵守という部分は、徹底を図っていききたいとは思いますので、そのへんはご理解をいただきたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

その他、質問ございますか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

9番の阿部です。念のための確認なのですが、今回、農振の整備計画の変更をしました。そのあとに、転用などが出てくるということでもいいのですね。

○ 事務局（仙石局長）

はい。あくまでも農地ですので、農振の農用地の網がかかって、かかったままで農転というのはかけられないという状況なので、まず第1ステップとしましては、農振農用地の除外を行ったのち、農地転用の申請、4条申請をいただくような形になるということで理解をしているというところです。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。阿部委員さん、よろしいですか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

はい。ありがとうございます。

○ 農地利用最適化推進委員（武田由美子推進委員）

この土地を見ていてちょっと記憶違いだったらなんですけど、不動産さんか何かの看板もあったような記憶があるのですが。不動産屋さんも仮に経営していました。土地は本当は詳しいわけであって、先程渡邊委員さんもおっしゃっていた通り、分かっているが仮にですが、こういう行為をしていたとしたら、やはりそれはそれでちょっと問題なのかなというふうに思うのですが。

○ 事務局（仙石事務局長）

そうですね。法に逸脱しているということになれば法に従って、罰せられることも可能性はあるかと思いますが、まず農振農用地よりも農地転用違反というような形になってしまうのかなとはちょっと思っています。

確かに、法の不知という言葉もあるように法を知らないというのは、日本国民の人が日本に住んでいれば、法を遵守しなくてはいけないというのは事実なので、知らないからといってやっていいということではないので、不動産業とかどこまでいいのかわかりませんが、元議員さんだったということもあって、それは知らなかったとは言えないですし、遵守しなくてはいけない立場でもあったというのは事実だと思います。ただ、今回は相続人が住宅に居住をし続けるには、どうしても農地を出入口とあとは駐車場として利用するしかないというような形で申請に至ったものとお聞きをしています。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい、よろしいですか。その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

なければ採決に入る前に担当課（農林水産課）の退席をお願いします。

生活経済部農林水産課職員

〔石野美優主事退出〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは改めまして、採決いたします。議案第5号について、原案の通り変更することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○ 議長（引地長一会長）

議案第5号は、提案の通り承認いたします。

《議案第6号 令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について》

○ 議長（引地長一会長）

次に「議案第6号令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊局長補佐）

それでは、10ページをお開きください。議案第6号、令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検評価について。このことについて、農業委員会による活動の推進等について（令和8年3月27日付け事務連絡）に基づく点検・評価について提案する。令和8年6月26日提出

1. 点検・評価する内容「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」

この内容につきましては、本日、皆様の机に配布をさせて頂いております。こちら4枚ものの用紙になります。こちらは毎年行っておりますが、最適化の目標を毎年設定させていただいて、目標に対する評価ということになります。

実施状況の公表ということで、今回で言いますと、令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況について、公表をさせていただきたく、今回議案の方に上げさせて頂いております。

1ページ目をお開きいただきたいのですが、こちら農業委員会の状況ということで、令和8年4月1日現在の状況になります。この内容についてはご覧いただいた通りとなりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

続きまして、次のページですが、2番目、最適化活動の実施状況ということで、令和7年度当初設けさせて頂いている目標に対しての実績ということになります。

1番の最適化活動の成果目標、①から③までございますが、③が実績ということで、7年度の実績になります。こちら数値の方で申し上げますと、令和7年度当初ですけれども、集積面積①にあります、こちら1,989haに対して、③の実績ということで、前年度末ですが、新規集積面積になりますと、マイナス24haになってございます。

7年度末の集積面積の累計になりますが、こちらが1,965haということで、集積率になりますと70.7%、目標に対する達成状況ですと、95.4%という結果になってございます。

農業委員会の点検結果ということで、市や関係機関等との連携により、集積目的・目標を達せられるよう、今後も継続して取り組むということで、100%を目指して、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、(2)の遊休農地の発生防止解消になりますけれども、こちらは毎年農地パトロールで皆さんに確認していただいた内容をもとに、意向調査、利用状況調査などを行っている内容の結果になります。

①からこちら④までございますが、③が実績ということになります。こちらですけれども、2ページ目になりますが、目標当時、緑区分ということで、アの部分

の緑区分の遊休農地の解消目標面積ということで、2haということで目標を掲げていた内容なのですが、③の実績のところのアになりますが、令和7年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積、こちらが6.6haということで、令和7年度の目標に対する達成状況からしますと、目標を上回ったということで、330.0%という数字が掲載されているところです。

ただ、③の実績のところのイのところに、新規発生遊休農地の解消ということで、前年度に新規発生した、緑区分の遊休農地の解消実績面積、0.4haとございますが、同じ3ページ目イのところに新規発生遊休農地の解消ということで、1.0haの目標を掲げていたところに届かなかったという結果になってございました。

続いて(3)の新規参入の促進ということで、こちらの方につきましては、②に、目標、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表するというので、3.7ha、こちらを農地面積ということで掲げさせてもらっていたところ、次のページに実績ということで、令和7年度は新規参入者はございませんでしたので、参入経営体数が0経営体、農地取得面積は0haとなっております。

ただし、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積については、10.6haということで、この部分の公表はホームページの方に掲載をさせてもらったという内容になってございます。

農業委員会の点検結果としましては、以上のことを踏まえて、新規就農者への支援については、引き続き関係機関と連携をしていきたいということで、点検結果については記載をさせてもらっております。

続いて2番目の最適化活動の活動目標になりますけれども、こちら(1)に、推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということで、1人当たりの活動日数、月当たり6日ということで、日数を目標値として上げさせてもらっておりました。

この内容については、皆さんから毎月、活動内容を報告いただいております、その集計の結果なんですけれども、平均すると皆さん4日ということになっておりました。

このことを踏まえて、次のページになりますけれども、推進委員等の点検・評価結果というところに、目標に対し期待を上回る結果が得られた、また期待通りの結果が得られた、目標に対して期待をやや下回る結果となったというところに目標値に対して何日だったってということで、人数、日数で割り戻して人数の方を掲載させてもらっております。

ただこの内容だけではなく、活動強化月間の設定回数3回に対して、同じく3回行いました。あと新規参入相談会の参加ということで、相談会の目標は今回は0だったんですけれども、新規参入相談会の参加ということで、今年の1月に開催した内容なども踏まえまして、農業委員会として達成状況の評語というところは、目標に対して、期待を上回る結果が得られたというふうに記載をさせてもらっているところです。

次のページになりますけれども、こちらの方が事務の実施状況ということで、総

会、部会の開催実績、また3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、また違反転用への対応ということで、行った内容を実施状況ということで掲載をさせてもらっております。以上のことを踏まえて、この実施状況ということで、公表したいというふうに考えております。

なお、皆さんに先月、先々月などもお話申し上げたんですけれども、皆さんの活動日数が、こういったところの内容に反映されてきてまして、交付金などにも影響が出てくるといったところが、この数字に反映されていくものになりますので、例えば圃場にでて確認したとか、あと圃場で誰かとお話したとか、農地のことについて相談を受けたとか、そういったことも日数の活動日数のところにあげていただいて、活動日数の目標に達成できるように、そういったところの数字に反映できるように、農業委員会としても推進していきたいなというふうに思っているところで、公表については、以上の内容で掲載してもよろしいかどうかお願いしたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。今、説明のありましたことに関して何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

なしとの声がありましたので、それでは採決いたします。議案第6号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第6号は原案の通り承認といたします。

《報告事項（1）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）農地使用貸借権解約について議題といたします。それでは事務局、説明をお願いします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がなされました。何か質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

なしという声がありましたので、それでは報告事項（１）については承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔7月の農業委員会行事日程の説明〕

〔6月の農家相談、苦情等相談内容について報告〕

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

〔農業委員会視察研修の説明〕

〔令和8年度農地等の利用の最適化に関する意見についての説明〕

○ 議長（引地長一会長）

〔農業委員の親睦会について〕

○ 議長（引地長一会長）

その他で何か質問ございますか。無いようですので、これをもちまして第26回農業委員会総会の一切を終了といたします。それでは皆様よろしくお願いします。

【閉 会】

午後3時23分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和8年6月26日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員12番

入間川 昭一

署名委員13番

近藤 勝浩

